

豊能町指定沿道賑わい創出支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大阪府の「都市計画法第34条第14号及び都市計画法施行令第36条第1項第3号ホに関する判断基準」第6の規定に基づく豊能町の提案基準A（以下、「提案基準A」という。）により定められた指定路線の沿道における賑わいづくりを創出するため、店舗等を出店、開業しようとする者に対し、その費用の一部を支援（補助）するものとし、その補助金の交付に関しては、豊能町補助金交付規則（昭和50年豊能町規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、提案基準Aに定める指定路線の沿道の区域内において、次条で対象とする店舗等を新たに営業しようとする者、又は法人・団体で、次の各号のいずれにも該当しないこと。

- (1) 破産で復権を得ない者、又は法人・団体。
- (2) 国税及び地方税に係る徴収金（法人税、法人事業税、消費税及び市町村民税等）に滞納がある者、又は法人・団体。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続きを行っている団体、または民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続きを行っている者、又は法人・団体。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、それらの利益となる活動を行う団体及び同条第6号に掲げる暴力団員と関係を持つ者、又は法人・団体。
- (5) 団体にあつては罰金の刑、個人にあつては禁錮以上の刑に処され、その執行が終わってない、又はその執行を受けることがなくなるまでの者、又は法人・団体。
- (6) 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了していない、又は措置を受けることがなくなるまでの者、又は法人・団体。

(補助金の対象店舗及び補助率等)

第3条 補助金の交付対象とする店舗、経費及び補助率等は、別表に掲げるとおりとし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者、又は法人・団体（以下、「申請者」という。）は、別記様式第1号に係る書類を添えて、町長に提出するものとする。

2 申請にあたって申請者は、次の各号の要件を満たしていなければならない。

- (1) 補助を受けようとする敷地並びに建屋等に関しては、都市計画法（昭和43年法律第100号）第34条に基づく開発行為許可、並びに建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条に基づく建築確認を受けている、又は許可を受ける見込みがあること。
- (2) 店舗等の営業に際し、許認可が必要な場合は、その許認可を受けている、又は受ける見込みがあること。
- (3) その他関係法令（農地法における転用許可等）の許認可を必要とする場合は、その許認可を受けている、又は受ける見込みがあること。
- (4) 豊能町商工会並びに豊能町観光協会へ加入している、又は営業後加入すること。

(交付決定)

第5条 町長は、前条第1項の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の適否を決定するものとする。

2 町長は、前項により決定した内容を、別記様式第2号により申請者に通知するものとする。

(変更等承認申請)

第6条 前条の交付決定を受けた申請者が、申請内容を変更しようとするときは、速やかに別記様式第3号に必要な書類を添えて、町長に提出するものとする。

(変更等承認決定)

第7条 町長は、申請者より前条第1項の変更等承認申請があったときは、その内容を審査し、変更の適否を決定するものとする。

2 町長は、前項により決定した内容を、別記様式第2号により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 申請者は、補助事業が完了した日から30日以内に、別記様式第4号に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(確定通知)

第9条 町長は、前条の規定による報告があったときはその内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

2 町長は、前項の規定により確定した内容を、別記様式第5号により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 前条第2項の通知を受けた申請者は、別記様式第6号により町長に請求するものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 町長は、次の各号に該当する場合は、補助金の交付の決定の全部、又は一部を取り消すものとする。

- (1) 第5条第2項の交付決定を受けた申請者が、交付決定の翌年度末までに事業を完了する見込みがない、又は事業が完了できなかったとき。
- (2) 申請者が補助金を他の用途へ使用し、又は虚偽、その他不正の手段により補助金の交付を受けたと判明したとき。
- (3) その他町長が、交付の取り消しが妥当と判断したとき。

2 前項第2号及び第3号の規定は、第9条の確定があった後においても適用する。

3 第5条第2項の規定は、前2項の取り消しをした場合について準用する。

(財産処分の制限)

第12条 申請者は、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間は、補助金により取得し、又は効用の増加した財産（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する財産）を、町長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、若し

くは担保に供し、又は廃棄してはならない。ただし、当該財産の耐用年数を経過しているときは、この限りでない。

(補助金の返還)

第13条 町長は、既に交付されている補助金について、次の各号に該当する場合は、期限を定めて補助金の全部、又は一部を返還させることとする。ただし、町長が特別な事由があったと判断した場合は、この限りでない。

- (1) 第11条による補助金の交付の決定を取り消した場合。
- (2) 補助金の交付の決定を受けた日から起算して5年以上、営業を継続することができなかった場合。
- (3) 補助金の交付の決定を受けた日から起算して5年以内に、豊能町商工会もしくは豊能町観光協会を脱会した場合。
- (4) 補助金の交付の決定を受けた日から起算して5年以内に、補助金により取得した財産を処分した場合。

(帳簿類の管理)

第14条 申請者は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業が完了した日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間保管しなければならない。

- 2 申請者は、補助金の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産を、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間又はその耐用年数を経過するまでの間、台帳を備え、これに係る書類とともに保管しなければならない。

(実施状況等の調査)

第15条 補助金の交付の決定を受けた日から起算して5年間は、町長は、必要があると認めるときは、当該申請者の帳簿書類等の提出を求め、営業状況の報告・説明、又は調査をすることができるものとする。

- 2 申請者は、町長より前項による調査等の要請があった場合は、誠実に対応しなければならない。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期間)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から実施し、令和14年3月31日に廃止する。

(経過措置)

- 2 この要綱の廃止日までに第5条の交付決定を受けているものについては、第6条から第11条第1項の規定を令和15年3月31日まで適用することとし、事業の全てを完了しなければならない。
- 3 第11条第2項及び第3項、第12条から第15条の適用については、その当該期間が満了するまでの間は、この要綱の廃止後においても、なお従前の例による。

別 表 (第3条関係)

対象とする店舗等	補助対象経費	補助率等
<p>提案基準 A で指定する路線沿道での賑わい創出を期待できる次の店舗等。(フランチャイズ契約又はこれに類する契約に基づく事業は除く)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食店、喫茶店 ・ 物品、日用品、生鮮食料品等の販売を主たる目的とする店舗 ・ 自家販売を行う食品製造工場、作業場 ・ ホテル又は旅館 ・ 理髪店、美容院、貸本屋等その他これらに類するサービス業を営む店舗 ・ 地元農産物直売所、地元農産物飲食店 ・ その他町長が認めた店舗等 <p>2 利用者が極めて限定される業種、店舗など、賑わい創出を期待できるかの判断が困難な内容の申請にあっては、町の政策会議に諮り、交付の対象の可否を決定するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 店舗等建屋の建築 (増改築含む。)、購入費用 ・ 店舗等の新装、改装費用 ・ 設備、備品購入費用 ・ その他町長が必要と認める経費 <p>ただし、国・府・他の団体等から関連する補助を受ける場合は、その経費については本事業の対象外とする。</p> <p>また、不動産取得は、3親等以内からの取得は不可とする。</p>	<p>補助率：対象経費の2分の1以内 上限額：3,000,000円 ただし、予算範囲内とする。</p>

別記様式第1号

豊能町指定沿道賑わい創出支援事業補助金交付申請書

年 月 日

豊能町長 様

所在地又は住所
申請者 氏名又は法人名
(代表者氏名) _____ 印

年度において、豊能町指定沿道賑わい創出支援事業補助金の交付を受けたいので、豊能町指定沿道賑わい創出支援事業補助金交付要綱第4条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 _____ 円
- 2 事業の目的及び内容 指定沿道区域近隣の集客、賑わいを創出し、地域経済の活性化を図る。
内容は、別紙事業計画書のとおり
- 3 事業着手・完了予定日 別紙事業計画書のとおり

(関係書類)

- (1) 事業計画書 (別 紙)
- (2) 町税等の納付状況を確認できる書類
- (3) 登記事項証明書の写し (法人で既に登記を済ませている場合)
- (4) 住民票 (個人の場合)
- (5) *開発行為許可、並びに建築確認が完了したことが分かる書類の写し
- (6) *営業許可証等の写し (許認可を必要とする業種で、既に許認可を取得している場合)
- (7) その他町長が必要と認める書類

* (5) 及び (6) については、申請中である場合、その申請書の写しを提出することとする。

(別紙1)

豊能町指定沿道賑わい創出支援事業 計画書

年 月 日

① 出店しようとする店舗等について	
業 種	飲食サービス業 ・ 小売業 ・ 製造販売業 ・ 宿泊業 ・ 生活関連サービス業 ・ その他 ()
具体的な内容	ex.中華料理店など
場 所	豊能町
開店(業)予定	年 月頃 予定
着工及び完了予定日	着工) 年 月 日 ・ 完了) 年 月 日
店舗等規模 (店舗部分のみ)	延べ床面積 _____ m ² 集客人員(定員) _____ 人
② 各種法令の許可・申請状況について	
農地法における転用許可	許可済み(許可日: / /) ・ 未申請 申請済み(申請日: / /) ・ 申請不用
都市計画法における開発許可 (含む、用途変更)	許可済み(許可日: / /) ・ 未申請 申請済み(申請日: / /) ・ 申請不用
建築基準法における 建築確認申請	許可済み(許可日: / /) ・ 未申請 申請済み(申請日: / /) ・ 申請不用
営業許可等	許可済み(許可日: / /) ・ 未申請 申請済み(申請日: / /) ・ 申請不用
その他 ()	許可済み(許可日: / /) ・ 未申請 申請済み(申請日: / /) ・ 申請不用
③ 商工会・観光協会への加入状況	
豊能町商工会	加入済み(加入日: / /) ・ 加入予定(予定日: 月頃)
豊能町観光協会	加入済み(加入日: / /) ・ 加入予定(予定日: 月頃)

*各種許認可書、または申請時における提出書類の写しを添付のこと。

④ 資金計画					
項目	見積額 (下段：うち補助対象経費)	内 訳			主な内容 (注)
		自己資金	補助金	その他融資等	
不動産取得費用	円 ()	円	円	円	三親等以内からの取得は対象外
建築・改築費用	円 ()	円	円	円	
改装費用	円 ()	円	円	円	
設備費用	円 ()	円	円	円	
備品購入費用	円 ()	円	円	円	
その他 ()	円 ()	円	円	円	
” ()	円 ()	円	円	円	
” ()	円 ()	円	円	円	
合 計	円 (A) ()	円	(B) 円	円	補助金交付申請額 (B) ≦ (見積額合計額のうち補助対象経費 (A)) × 1/2 以内となること。 (千円未満の端数切り捨て)

(注) 内容は、業者等からの見積書 (写し) も可。

所在地又は住所
氏名又は法人名
(代表者氏名)

豊能町指定沿道賑わい創出支援事業補助金交付決定(変更) 通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度豊能町指定沿道賑わい創出支援事業補助金交付申請については、下記のとおり決定したので、豊能町指定沿道賑わい創出支援事業補助金交付要綱第5条第2項(第7条第2項)の規定により通知します。

年 月 日

豊能町長 印

記

1 決定の内容 交付する ・ 不交付とする ・ 取消する
(変更(中止・廃止)を承認する)

2 補助金交付決定額 _____ 円
(変更後、交付決定額 _____ 円)

3 不交付・取消の事由

別記様式第3号

豊能町指定沿道賑わい創出支援事業補助金変更等承認申請書

年 月 日

豊能町長 様

所在地又は住所
申請者 氏名又は法人名
(代表者氏名) _____ 印

年 月 日付け、豊能町指令第 号で決定のあった豊能町指定沿道賑わい創出支援事業補助金に係る事業の内容について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので豊能町指定沿道賑わい創出支援事業補助金交付要綱第6条の規定により申請します。

記

1 変更（中止・廃止）の内容

2 変更（中止・廃止）の理由

(添付書類)

変更の場合、変更に係る書類

*必要に応じて、変更箇所が分かるよう、別記様式第1号中の（別紙）事業計画書を用いた書類を添付すること。

豊能町指定沿道賑わい創出支援事業補助金実績報告書

年 月 日

豊能町長 様

所在地又は住所
報告者 氏名又は法人名
(代表者氏名) _____ 印

年 月 日付け豊能町指令第 号で交付決定のあった 年度豊能町指定沿道賑わい創出支援事業補助金に係る事業を完了したので、豊能町指定沿道賑わい創出支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 補助対象経費 _____ 円
- 2 交付決定額 _____ 円 (年 月 日付け豊能町指令第 号による)
精算額 _____ 円
- 3 事業実施の内容 別紙実施報告書のとおり
- 4 事業の着手及び完了年月日
別紙実施報告書のとおり
- 5 添付書類
 - (1) 事業実施報告書 (別 紙)
 - (2) 事業に係る経費の支払を証明する書類 (契約書、領収書の写し等)
 - (3) 竣工後の内外装、補助金に関係する部分の写真
 - (4) *開発行為許可、並びに建築確認が完了したことが分かる書類の写し
 - (5) *営業許可証等の写し (許認可を必要とする業種のみ)
 - (6) 開業届の写し
 - (7) その他町長が必要と認める書類

* (4) 及び (5) については、申請時に提出してる場合は不要。

(別紙)

豊能町指定沿道賑わい創出支援事業 実施報告書

年 月 日

① 出店する店舗等について	
業 種	飲食サービス業 ・ 小売業 ・ 製造販売業 ・ 宿泊業 ・ 生活関連サービス業 ・ その他 ()
具体的な内容	
場 所	豊能町
開店(業)日	年 月 日(確定・予定)
着工及び完了日	着工) 年 月 日 ・ 完了) 年 月 日
店舗等規模 (店舗部分のみ)	延べ床面積 _____m ² 集客人員(定員) _____人
② 各種法令の許可状況について	
農地法における転用許可	許可済み(許可日: /) ・ 申請不用
都市計画法における開発許可 (含む、用途変更)	許可済み(許可日: /) ・ 申請不用
建築基準法における 建築確認申請	許可済み(許可日: /) ・ 申請不用
営業許可等	許可済み(許可日: /) ・ 申請不用
その他 ()	許可済み(許可日: /) ・ 申請不用
③ 商工会・観光協会への加入状況	
豊能町商工会	加入日: 年 月 日
豊能町観光協会	加入日: 年 月 日

④ 精算書					
項目	精算額 (下段：うち補助対象経費)	内 訳			主な内容 (注)
		自己資金	補助金	その他融資等	
不動産取得費用	円 ()	円	円	円	
建築・改築費用	円 ()	円	円	円	
改装費用	円 ()	円	円	円	
設備費用	円 ()	円	円	円	
備品購入費用	円 ()	円	円	円	
その他 ()	円 ()	円	円	円	
” ()	円 ()	円	円	円	
” ()	円 ()	円	円	円	
合計	円 (A) ()	円	(B) 円	円	補助金交付精算額(B) ≦ (精算合計額のうち補助対象経費(A)) ×1/2以内となること。 (千円未満の端数切り捨て)

(注) 内容は、業者等からの請求書等も可。(内容がわかること)

* 支払額がわかる領収書等を添付のこと。

所在地又は住所
氏名又は法人名
(代表者氏名)

豊能町指定沿道賑わい創出支援事業補助金交付確定通知書

年 月 日付で豊能町指令第 号で交付決定した 年度豊能町指定沿道賑わい創出
支援事業補助金については、下記のとおり確定したので、豊能町指定沿道賑わい創出支援事業補助金交付要綱第
9条第2項の規定により通知します。

年 月 日

豊能町長

印

記

補助金確定額 _____ 円

